

(様式1-3)

南相馬市定住緊急支援事業計画に基づく事業等個票

平成29年2月時点

本様式は1-2に記載した事業ごとに記載してください。

NO.	16	事業名	小高復興拠点屋内子どもの遊び場駐車場整備事業	事業番号	B-1-3-1
交付団体	南相馬市		事業実施主体	南相馬市	
総交付対象事業費	251(千円)		全体事業費	2,449(千円)	
事業概要					
事業の概要					
小高区復興拠点整備の主要施設として整備する屋内子どもの遊び場と併せて、駐車場を整備する。併せて、利用者の安全確保並びに利便性向上のためにフェンス、防犯灯、案内看板を設置する。					
このことにより、利用者の利便性を向上し、運動機会の確保と体力の向上を図るとともに、子育て世代が安心して帰還し、住み続けることができる環境を整える。					
整備施設 【小高復興拠点施設屋内子どもの遊び場駐車場】					
設置場所：南相馬市小高区本町2丁目48ほか					
施設内容：駐車場 【他事業と共用(按分)】					
整備面積 641.16㎡(登記簿面積)					
駐車台数 20台(うち身体障害者用4台を含む)					
付帯施設 フェンス、防犯灯等					
定住緊急支援事業計画と復興・まちづくり計画との整合性(実施要綱第4の4の一)					
南相馬市復興総合計画 - 基本指針2 健康で安心して暮らすことができるまちづくり					
・【基本施策】 - 子育て環境の整備(P65)					
・【施策】 - 元気に遊べる環境を充実させます(P67)					
・【施策の展開】 - 子どもが安心して遊ぶことができる遊び場の整備(P67)					
子どもの遊び環境の充実(P67)					
・【成果指標】 - 健康診断結果(栄養状態でふとりすぎの児童:8歳) - 目標値 7.7%を下回る					
南相馬市子ども・子育て支援事業計画 - 第4章 分野別施策の展開					
・【基本施策】 - 第2節 地域における子育ての支援(P24)					
・【施策の方向】 - 4 子どもの健全育成(P27)					
・【個別事業】 - 子どもの遊び場等の維持管理と整備(P28)					
本事業は子どもの運動機会の確保と運動能力の向上を図る観点から屋内子どもの遊び場を整備するもので、「南相馬市復興総合計画」における子どもの遊び環境の充実、「南相馬市子ども・子育て支援事業計画」における子どもの健全育成に沿った事業である。					
人口の流出及びそれにより生じている地域の復興における支障との関係					
共通					
原子力発電所の事故以前と比較した人口の流出の状況及びそれにより生じている地域の復興における支障(実施要綱第4の1)					
原子力発電所事故による避難指示等が解除された小高区を含む南相馬市は、平成29年1月19日現在、原子力発電所事故以降の累計で計10,543人(うち、小高区は1,828人)が転出し、市外に8,688人(うち、小高区は4,108人)、市内に5,264人(うち、小高区は3,587人)が避難している。特に小さな子どもを持つ子育て世代等の流出により、伝統行事や消防団などの地域活動が継					

続できなくなることで地域コミュニティの弱体化や崩壊を招いている。また、子育て世代等の流出は労働力不足に直結し、市内経済活動にも支障をきたしている。(詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり)。

なお、平成28年12月31日現在の住民基本台帳人口は、市全体で62,960人、小高区は9,413人となっている。

#### 子どもの運動機会の確保のための事業

子育て世帯の早期帰還等に向けた事業実施の必要性(実施要綱第4の1)

南相馬市教育委員会が実施した新体力テストの総合評価(平成22年度・平成27年度)及び健康診断結果の肥満度(平成22年度・平成27年度)には、原子力発電所事故に伴う屋外での運動制限などにより児童・生徒の体力の低下及び肥満傾向が現れている。

本事業の実施により、子どもたちが安全に安心して遊べる環境を整備することで、体を動かすことの喜びや楽しみを体感することによって体力の向上や運動能力の改善に繋げる。

なお、小高区の避難指示は平成28年7月12日に解除されたが、子育て世代には依然として放射性物質に対する不安を抱える世帯が多く、この不安の解消が子育て世代の帰還を促すもっとも有効な手段である。このことから、早期に屋内子どもの遊び場を整備し子育て世代が安心して帰還できる環境を確保する必要がある。

また、施設を整備する小高区は公共交通機関(バス)が確保されておらず、小高区を中心分に施設は整備するものの、徒歩で子どもを連れて親が利用することは限定的となる。このことから、駐車場を整備することで、自家用車による施設利用者の利便性を図ることによって、より多くの子育て世代の利用を促す必要がある。

避難指示等が解除された区域に帰還した住民は、平成29年1月12日現在1,400人(うち小高区に帰還した住民は1,134人)となっている。

震災前に比較して子どもの運動機会の確保が十分に図られていないこと(実施要綱第4の4の二)

<子どもの肥満傾向について>

6歳~14歳を対象とした健康診断の結果を原子力発電所事故前と年代別に比較すると、「太りすぎ」と診断された児童・生徒の割合が13歳と14歳を除いた年齢で増加している。増加率の最大は6歳児で4.9ポイント増加している(詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり)。

<子どもの運動能力の低下について>

小学5年生を対象とした全国体力・運動能力、運動習慣等調査(新体力テスト:文部科学省)の総合評価では、評価が最も高いA判定とされた児童の割合は男子が13.2%で、原子力発電所事故前の全国平均15.8%を下回っている。また、評価が最も低いE判定とされた児童の割合は男子が9.8%で、全国平均4.8%を上回り運動能力は低下している(詳細は様式1-3別紙説明資料のとおり)。

地方公共団体における既存の運動施設が不足していること(制度要綱第4の4の二)

原子力発電所の事故以来、5年以上に渡る市内外や県内外の避難生活から小高区に帰還した子どもたち、帰還した親が安心して遊べる場所として小高区内の公園遊具や幼稚園、小学校の遊具の更新を実施しているが、いずれも屋外施設で屋内の遊び場は整備されていない。

このため、屋外の遊び場を確保するとともに、放射線不安を抱える子育て世代の帰還を促し、帰還した子どもたちが安心して遊び、運動することのできる屋内の遊び場を確保する必要がある。また、本施設を含む複合施設である小高区復興拠点施設に関する市民のワークショップにおいても、子育て世代の帰還に欠くことのできない施設として屋内子どもの遊び場整備を望む声が多く出された。

このような点から、平成28年7月12日に避難指示が解除された小高区に、帰還する子どもたちが安心して遊び、運動する屋内の施設確保が課題となっている。

既存の施設を更新又は改築することによらなければ運動機会の確保を十分に図ることができないこと（実施要綱第4の4の二）

「該当なし」

施設等の整備や運営管理の内容及び方法が事業の目的に照らして適切であり、効率的なものとなっていること（実施要綱第4の4の二）

本事業は、小高区の市街地に整備する復興拠点施設における子どもの遊び場機能を担う施設として整備するもので、子どもの運動機会の確保を図ることを目的とした事業目的に照らして適切である。また、復興拠点施設は、復興のシンボルとして整備するとともに帰還した子どもから高齢者までが集い、小高区の賑わい復活を目指している。このため、復興拠点施設は多くの老若男女の利用が見込まれ、子育て世代と一緒に子どもたちを見守ることができる。また、複合施設として整備することにより複数の施設を一体的に管理することとなり効率的なものとなっている。なお、復興拠点施設は、指定管理者によって維持管理を行う計画である。

小高区への帰還住民は、震災当時の住民基本台帳の人口からこれまでの転出者等を差し引いた人口をベースに、住民意向調査の「震災当時の地域に住みたい（住んでいる）」と回答した割合による推計から4,480人と想定している。このうちの小学生以下の子どもは約170人程度と見込み、平日は170人の10%の17人が、休日は170人の約25%の40人が利用することを想定している。

利用圏内の住民に広く利用されるよう計画されていること（実施要綱第4の4の二）

小高区復興拠点施設は南相馬市小高区役所をはじめ浮舟文化会館、小高病院などの公共施設が集まる小高区の市街地に整備をする複合施設で、ワークショップで出された住民要望の強い機能（多世代交流機能、子どもの居場所づくり機能（子どもの遊ぶ場所）、商業機能など）を併せ持つ施設である。このことから、帰還した多くの人たちが「交流の場」、「絆を深める場」としての利用が期待できる。

整備を予定している施設における運動の効果を一層向上させるためのソフト的な取組（実施要綱第4の4の二）

本施設は、複合施設である小高区復興拠点施設の一連施設として整備する施設であり、整備後の維持管理は、指定管理者によって行う計画である。

施設の効率的な利用として、指定管理者による自主事業の実施や復興拠点施設全体で取り組むイベント機会を利用して運動機会の確保を図るほか、遊び場の近くで再開する小高小学校や小高幼稚園の教師に働きかけて、子どもの運動機会の確保を図る。

また、市の広報誌やホームページ、南相馬チャンネル（エリア放送）等を活用し、屋内子どもの遊び場の周知を図る。

#### 【共通】

事業実施後の効果を定量的に把握するための指標及びモニタリング方針（実施要綱第4の2の五、実施要綱第12の2）

毎年実施する学校体育における体力・運動能力調査結果によって効果の検証を行う。また、毎年実施する小中学校健康診断の結果により肥満傾向の検証を行う。また、施設管理を行う指定管理者によって施設の利用状況を把握する。

効果促進事業である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	B - 1 - 3
事業名	小高復興拠点屋内子どもの遊び場整備事業
交付団体	南相馬市
基幹事業との関連性	
<p>屋内子どもの遊び場は、避難指示が解除された小高区の中心部で計画する小高区復興拠点施設の子どもの遊び場機能を担うエリアとして、拠点施設の一部として整備する。復興拠点施設は、小高区中心部に整備するものの、子どもを連れた親が徒歩で利用できる範囲は限定的である。併せて、小高区には公共交通が確保されておらず、施設利用者の多くは自家用車によって施設を利用することが予想される。申請事業は、復興拠点施設の駐車場として整備するもので、子どもの遊び場を利用する小さな子どもを持つ子育て世代の利便性を高めることができ、より多くの施設利用に繋げることができる。また、駐車場利用者が安全に、そして安心して利用できる環境を確保するために、フェンスや照明（街灯）を併せて整備する。</p>	